

令和七年九月  
第三百二十三回定例会

# 青森県議会決算特別委員会記録

第四号

十月十四日（火）午前十時五十九分開始

開催場所 西棟大會議室

出席委員二十三名

委員長 蟻沢正勝  
副委員長 大崎光明

清水悦郎 三橋一三 丸井裕

櫛引 ユキ子  
高橋修一

寺田達也 花田栄介

大福士直治  
北向由樹平  
大平陽子  
大平陽子

夏坂 修二  
後藤 清安

11 of 11

## 出席事務局職員

議事課長角田正人副  
總括三幹課長内建念

總括主幹專門員 中野 你壽喜 主 總括主幹

主查中烟祥將主三

- 1 -

出席説明員  
副 知 事 小 谷 知 也  
副 知 事 奥 田 忠 雄  
総務部長澤純市

○蛭沢委員長 ただいまから決算特別委員会を開きます。

◎ 質疑 繼續

選 擇 管 理 委 員 會 事 務 局 長	財 務 部 長
こども家庭部長	総合政策部長
交通・地域社会部長	環境エネルギー部長
健康医療福祉部長	経済産業部長
観光交流推進部長	農林水産部長
県土整備部長	危機管理局長
国スポ・障スポ局長	会計管理者
警察本部長	教育局長
代表監査委員	病院局長
人事委員会事務局長	平 尾 悠 樹
佐々木	工 藤 正 知 明 彦
安 田 田 貴 司	佐 藤 知 彦 子
風 張 口 知 彦	佐 藤 和 秀 滋
田 坂 崎 和 子	田 坂 和 夫
小 嶋 田 秀 滋	新 屋 田 和 夫
出 崎 田 和 夫	成 田 田 孝 夫
築 田 孝 夫	齋 藤 田 孝 夫
新 屋 田 孝 夫	守 川 田 孝 夫
成 田 田 孝 夫	豊 島 田 孝 夫
齋 藤 田 孝 夫	上 沢 田 孝 夫
守 川 田 孝 夫	守 川 田 孝 夫
豊 島 田 孝 夫	船 木 田 孝 夫
上 沢 田 孝 夫	若 松 田 孝 夫
守 川 田 孝 夫	後 村 田 孝 夫
船 木 田 孝 夫	千 葉 田 孝 夫
若 松 田 孝 夫	文 伸 田 孝 夫
後 村 田 孝 夫	雄 伸 田 孝 夫

大

○ 蟻沢委員長 質疑を継続いたします。

後藤清安委員の発言を許可いたします。——後藤委員。

○ 後藤委員 おはようございます。

それでは、参政党の後藤清安、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、歳出七款三項一目「開発推進費」、フュージョンエネルギーの拠点形成に係る取組についてです。

今年二月に、私は茨城県の那珂フュージョン科学技術研究所、そして五月には六ヶ所フュージョンエネルギー研究所に視察に行かせていました。

地上の太陽と言われるフュージョンエネルギー、水素を材料に、太陽と同じ反応を人工的に起こして巨大なエネルギーを生み出すことができるということで、材料も海水に含まれる重水素やリチウムで地球上に豊富にありますし、また、火力のようにCO<sub>2</sub>は出ず、原発のような高レベルの放射性廃棄物も出ませんし、核分裂と違った制御不能になる心配がないと言わっております。実現すれば、環境に優しく、資源争いもない未来の主力エネルギーになると期待できます。

そこで、まず、ITER計画を補完、支援する幅広いアプローチ活動、いわゆるBA活動に対する県の取組実績についてお伺いします。

○ 蟻沢委員長 環境エネルギー部長。

○ 豊島環境エネルギー部長 県では、六ヶ所村にございます国際核融合エネルギー研究センターにおいて、幅広いアプローチ活動に従事しております外国人研究者などの子弟を対象に国際学級を開設し、研究環境の整備に取り組んでおります。令和六年度末時点におきまして、中等部二名、初等部六名、幼少部三名が在籍しております。

また、外国人研究者等が六ヶ所村において充実した生活が送れるよう、生活上必要な手続の補助や言語サポートなどの生活支援を行うとともに、地域住民との国際交流を推進しているところでございます。

○ 蟻沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 政府は二〇二三年四月に日本初の国家戦略として、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略を策定して、今年六月に改定しました。世界に先駆けた二〇三〇年代の発電実証を含め、フュージョンエネルギーの早期実現と産業化を目指して、安全確保の基本的な考え方の策定、スタートアップを含めた官民の研究開発力の強化、また、QST等における実証試験施設群の整備等の取組を加速することで、非常に夢のある最先端の取組だと思っております。

ただ、本県では、六ヶ所村といえば再処理工場の報道が多くて、県民も知らない方が多いのではないかと感じております。

そこで、フュージョンエネルギーの理解促進に向けた県の取組についてお伺いします。

○ 蟻沢委員長 環境エネルギー部長。

○ 豊島環境エネルギー部長 県では、青森県ITER計画推進会議や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と連携し、経済団体や企業等の産業界も含めた県民の理解促進に向けた講演会を定期的に開催しております。昨年度はオンライン参加者を含め、百七名に聴講していただきました。

また、次世代を担う若年層向けの取組といたしまして、フュージョンエネルギーも含めた量子科学技術に関する周知、理解促進を通じた人材育成と県内定着を図るため、高校生などを対象とした量子科学施設見学会を開催したほか、高校生向けワークショップを青森県ITER計画推進会議などと連携して開催し、延べ百八十八名の県内高校生に参加していただいているところでございます。

○ 蟻沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 次を担う研究者、技術者が出でくるといいなと期待いたします。

このフュージョンエネルギー・イノベーション戦略には、ITER

計画、BA活動の知見や新興技術を最大限活用し、世界に先駆けた二〇三〇年代の発電実証を目指し、バックキャストによるロードマップを今後策定するとともに、QST等のイノベーション拠点化を推進し、

そこで、フュージョン産業エコシステムを構築と書かれておりました。 フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた県の取組についてお伺いします。

○ 蟹沢委員長 小谷副知事。

○ 小谷副知事 県では、ITER計画を補完するBA活動への支援やフュージョンエネルギーの理解促進に向けて取り組んできたところです。

国では、ITER計画やBA活動の知見等を最大限活用し、世界に先駆けた二〇三〇年代の発電実証を目指すため、今年六月にフュージョンエネルギー・イノベーション戦略を改定し、今年度中にロードマップを策定することといたしております。

県では、フュージョンエネルギーの拠点形成に向け、今年度、アドバイザーミーティングを設置したところであり、産業クラスターの形成や雇用の創出など、本県経済の振興につなげるための県としての基本的な考え方を年度内に取りまとめたいと考えております。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 非常に今、核融合関連の投資も熱いようですよね。京都フュージョンアーリングなどが世界をリードして数兆円規模の投資を集めたりとか、いろいろなニュースや、また広告などを目にすることになりました。既に六ヶ所村でも研究開発から派生した新たな技術を用いて研究者がスタートアップとして立ち上げているということも聞いておりますので、非常に期待しております。

高市新総裁もかねてから注目している核融合ですので、政権交代があれば、実用化の加速に向けて国の予算をもつと投入していただけのではないかと期待しております。青森県が世界に向けて影響力を

發揮できるように取り組んでいただきたいと思います。

続いて、歳出三款一項八目「障がい者福祉費」、工賃向上支援事業の取組についてお伺いします。

本県における障がい者の数について、県の資料や統計を確認しますと、身体、知的、精神の各障がいを合わせておよそ八万人前後という推計が示されています。人口が減少しているにもかかわらず、知的障がい、精神障がい者の手帳の交付数はここ数年で増加傾向にあります。心の健康と社会参加の支援の必要性がより高まっているということがうかがえます。

一方で、働くことができている障がいの方の割合はまだ限られています。令和六年の厚生労働省の集計によりますと、青森県内で民間企業に雇用されている障がいの方は約三千八百人、実雇用率は二・四九%。全国平均をやや下回り、法定雇用率を満たしていない企業も少なくありません。

また、福祉的就労の現場でもある就労継続支援事業所における工賃水準を見てみると、A型で月額およそ六万円から七万円、B型では二万円台という水準にとどまっておりまして、働く意欲はあっても、生活の糧として十分とは言えない状態です。年齢も徐々に上がってき、面倒を見てきた保護者の方も高齢化しているという状況の中では、より自立が求められてくると考えます。

そこで、障がい者の就労を支援する就労継続支援事業所に対する工賃向上支援事業の内容についてお伺いします。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 本事業は、前年度の工賃が県の平均を下回っている事業所を対象に、その工賃や生産活動の改善を目的として、希望する事業所に対し、中小企業診断士の資格を持つアドバイザーを派遣し、工賃向上等に係る課題解決に向けた助言を行うとともに、工賃向上計画の作成を支援するものです。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 専門家によるアドバイスを受けられる支援ということですけれども、本事業のこれまでの実績についてお伺いします。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 県では、本事業の実施により、毎年おおむね十事業所に対しアドバイザーを派遣しています。

令和六年度は、九事業所に対し、事業所が生産した物品等を販売する際の物価高騰に対応した価格の設定、販路拡大、利用者の能力に応じた作業内容の見直し等について助言、指導を行った結果、七事業所で前年度と比較し工賃の向上が図られました。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 いろいろ改善が見られたところもあるということでござりますけれども、法改正による制度改正以降、実はA型事業所の閉所というのが非常に相次いでおりまして、私の周りにもこういった施設を経営している経営者の方々がいらっしゃるわけなんですけれども、なかなかA型事業所は続けられないというお声をたくさん聞いております。厚生労働省のデータでも、東北地方のA型事業所の減少率、全国平均よりやや高めというような分析もされておりました。

A型事業所についても、本事業のような県の支援、取組というが必要ではないかと思うのですけれども、県の見解をお聞きいたします。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 令和六年度の国の補正予算において、直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、経営改善コンサルタントによる各種分析、業務開拓等を実施し、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し横展開するモデル事業である就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業が示され、県は県内のA型事業所に対し意向調査を行いましたが、希望する事業所がなく、実施しておりません。

この事業について、今後も各事業者に対し普及啓発してまいります。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 手を挙げる事業者がいなかつたということなんですけれども、情報が届き切つていなかつたところもあるかもしれませんし、また、専門家によるいわゆる経営改善のアドバイスとか、そういう問題ではなく、非常に厳しいという状況があります。

障がいの方々は増える、でも、これ以上、閉所が進みますと、行き場を失つてしまうことになりますので、ぜひ県独自の取組でとか、具体的な資金的な支援制度等も検討していただけないかと要望させていただきます。

続いては、令和六年度主要施策成果説明書の中から四十六ページ、心を支え、命を守る社会づくりについて伺います。

全国的には若年層の自殺が再び社会課題として注目を集めております。令和六年の全国自殺者数は二万三千人を超えて、学年別では小・中・高校生の自殺数も過去最多水準となるなど、若者への対応の重要性が強く指摘されております。

一方、青森県は全国でも高齢化率が高く、年齢構成の特殊性を抱えています。そうした実情を前提としますと、自殺対策は若年層だけでなく、高齢者世代への対応も不可欠かと思われます。

実際、最新の県人口動態統計によれば、令和六年の青森県内での自殺者数は二百十九人と、前年の二百九人を十人上回り増加、また、人口十万人当たりの自殺死亡率も一八・九と、全国平均一六・三を上回っております。こうしたデータは、若年、中年、高齢を横断する包摂的な自殺対策設計が求められていると思います。

そこで、まず、高齢者世代への自殺対策の取組状況について伺います。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 県では、いのち支える青森県自殺対策計画（第二期）に基づき、世代ごとの課題に着目した自殺対策を重点施策

として取り組んでいます。

高齢者世代対策としては、一つとして生活と健康をつなぐ法律相談事業などの相談窓口の設置、二つとしてテレビCMやウェブを活用した相談窓口等の普及啓発、三つとして介護支援専門員等を対象としたゲートキーパーの養成等を実施しています。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 高齢者世代の方々がどれぐらいウェブから情報を得るかなどというところで感じ取るところがありますけれども、続いて、子供、若者世代の自殺対策の取組状況について教えてください。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 県では、子供、若者世代対策の取組として、令和六年度からSNSを活用した相談事業について実施期間を延長して実施しているほか、新たに精神科医や弁護士等で構成されるこども・若者自殺危機対応チームを設置し、学校や市町村などからの相談に対して、多職種チームにより助言等を行っており、支援実績は七件となっています。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 期間延長するなどの対策を取られているということですが、七件の実績ということでした。

○ 蟹沢委員長 後藤委員 こども・若者自殺危機対応チームの取組は半年間行われるということですけれども、これにより期待される効果についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 本チームの取組により、子供の自殺防止や学校現場の負担軽減はもとより、子供の自殺危機対応のノウハウの蓄積や事例への具体的な対応を通じた地域の自殺対策力の向上が期待されます。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 青森県の自殺率の高さは今に始まったことではなくて何十年もということなんですね。なので、これまで行つてきたことが実際、成果がなかつたということでもあると思いますので、もう少し違うアイデアですとか違う政策というのも必要になつてくるのかなと感じております。

○ 後藤委員 徒歩十三ページ、動物の適正飼育環境推進事業の取組についてお伺いします。

北海道網走市で、今年、多頭飼育崩壊で逃げ出した犬が養鶏場の鶏を襲つて二百八羽死ぬという事件が起つたりですとか、また、岡山県のほうでも床に散らばる骨や死骸のある部屋に六十六匹の猫が放置されている現場が報道されたりですとか、全国各地で問題になつております。本県でも昨年、犬三十九匹を劣悪な環境で飼育したとして、青森市の元ブリーダーが県警に初めて摘発される事案も発生しましたし、また、三十四以上の飼育崩壊が複数件発生したとの報道もありました。

高齢者の独り暮らしが増えたり、また、貧困になつてしたり、背景は様々あると思われますけれども、適正飼育環境推進事業の目的についてお伺いします。

○ 蟹沢委員長 健康医療福祉部長。

○ 守川健康医療福祉部長 近年、飼い主が動物の飼育に不安や問題を抱え、飼育可能な範囲を超えた多頭飼育の状態となり、飼い主本人のみならず、その家族や周辺環境等に悪影響を及ぼすという、いわゆる多頭飼育問題が本県でも大きな課題となつていてことから、市町村、動物愛護団体やボランティア等と連携し、飼い主が孤立せずに動物を適正に飼育できる環境づくりを推進することを目的としています。

○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 既に取組を始めていたいいるということは非常に重要なことだと受け止めおりますが、本事業の具体的な取組内容につ

いてお伺いしたいと思ひます。

○**姥沢委員長** 健康医療福祉部長。

○**守川健康医療福祉部長** 本事業では、動物の飼育に不安や問題を抱えた飼い主を見守るなどの先進的な取組を紹介するフォーラムを開催し、多くの分野の関係者との連携の推進を図りました。

また、動物愛護センター、市町村の社会福祉部局、動物愛護団体及びボランティア等が連携して多頭飼育問題の早期探知に取り組むため、地域ごとの勉強会を開催するとともに、テレビCMによる適正飼養等の普及啓発を実施しました。

さらに、動物愛護センターが引き取った犬や猫が人なれしていないなどの理由で譲渡が難しい場合には、ボランティアに育成を委託し、譲渡機会の確保を図りました。

○**姥沢委員長** 後藤委員。

○**後藤委員** フォーラム、勉強会等にも参加した知り合いが私の周りも何名かおりました。

この多頭飼育問題に対応していくために、県はどのように取り組んでいくつもりなのかお伺いします。

○**姥沢委員長** 健康医療福祉部長。

○**守川健康医療福祉部長** 県では、令和六年度に引き続き多くの分野の関係者との連携を推進するため、フォーラムを開催したほか、県内六圏域で勉強会を実施しています。

また、適正飼育の普及啓発のため、テレビに加え、ラジオCMを行うとともに、譲渡が難しい犬や猫の育成の委託を継続するほか、今年度からは譲渡手数料を無料にするなど、動物の譲渡推進に取り組んでいます。

県では、こうした取組により、多くの関係者が連携して多頭飼育問題に対処するとともに、誰もが安心して適正な飼育ができる環境を整えることで、多頭飼育問題の未然防止に取り組んでまいります。

○**姥沢委員長** 後藤委員。

○**後藤委員** 二年連続で勉強会に参加している方ですとか、先日行われた講演会に参加された方々にお話を伺つて御意見いただいたので共有しておきたいと思います。

多頭飼育を最初に探知するのは福祉の方たちなので、そこからいかに迅速に避妊、去勢につなげるかが大事であると。福祉の方に意外と知られていない猫の繁殖能力のすさまじさを知つていただくこと、また、福祉が困ったときは動物行政が速やかに入るような動物行政と福祉行政が共に手を取るような施策が必要であるというようなことをおっしゃっていました。福祉は猫の繁殖能力の高さを、動物行政は福祉行政と心理学を学んで、お互いにスムーズに連携できる仕組みになるとよいというような御意見をいただきました。

人も動物も幸せに暮らせる社会を目指して活動している専門家の方々が県内にも複数いらっしゃるわけなんですけれども、最近よく聞くのは、動物愛護ではなく、動物福祉の考え方であるべきというお話です。それと、頑張つていらっしゃるボランティア団体の方々からは、県の支援ですとか、県の認定団体のような称号というか、そういうものがもらえると、信頼が得られて、お年寄りに説明がしやすかつたり、福祉にもつながりやすいという要望がございましたので、御検討いただければと思います。

猫の繁殖能力の高さをもつと多くの一般の方々にも知つてもらう、もつと広く勉強会への参加を呼びかけるということもあつてもよいのではないかと思いますし、知つてもらうことで未然防止につながるのではないかと感じておりますので、今後も取組をよろしくお願ひいたします。

続いて、六ページ、農地中間管理機構事業の取組についてお伺いします。

第二次安倍内閣のときに、日本再興戦略における農業の成長産業化

施策として、認定農業者など担い手への農地集積を掲げ、二〇一四年に農地中間管理事業の推進に関する法律を施行し、そして農地の中間的な受皿として都道府県ごとに設置した農地中間管理機構、農地バンクですけれども、目的としては、高齢化や後継者不足など我が国の農業を取り巻く厳しい状況の中、食料の安定供給のために、生産性の高い経営体へ集積して生産規模を維持していくものだと理解しております。

当初、政府は機構を活用することで全国の農地集積率を二〇二三年度までに八割にするという目標を立てておりまして、二〇二三年三月時点で五九・五%、直近の二四年度の担い手への農地集積率は六一・五%ということでした。政府目標の達成に必要な水準には届いていないということのようなんですけれども、そこで本事業における農地の貸付け実績についてお伺いいたします。

○蛯沢委員長 農林水産部長  
○成田農林水産部長 令和六年度に本事業において農地中間管理機構が担い手などに貸し付けた農地面積は一千八百十四ヘクタールで、前年度対比八五%となっています。

これは大規模な基盤整備に伴い過去最高の貸付け実績となつた前年度を下回つたものの、過去五か年の平均に比べると同程度の水準です。

地域別では、農業法人の借入れが大きく進んだ上北地域が七百二・六ヘクタールと最も多く、次いで集落営農組織による大規模な借入れがあつた東青地域が三百六十八・二ヘクタールとなっています。

○蛯沢委員長 後藤委員  
○後藤委員 地域によつて進んでいるというようなことでござりますね。各県、各地域でばらつきがあると認識しておりますけれども、データを見ますと、東北各県は全国平均よりも集積が進んでいるというふうになつておりました。

そこで、本県における担い手への農地集積率の推移についてお伺い

します。

○蛯沢委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本県の担い手への農地集積率は、本事業が始まりました平成二十五年度末の四三・五%から増加傾向で推移し、令和六年度末時点では過去最高の六〇%となつております。

○蛯沢委員長 後藤委員。

○後藤委員 徐々に進んでいるということでございましたけれども、国の定めた目標は非常に高いかと思います。

県は農地の有効活用に向けて、担い手への集積率の向上にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○蛯沢委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 担い手への農地集積率を高めるため、令和六年度は将来の農地利用の明確化に向けた地域の話合いの場に農地中間管理機構の推進員が出席し、農地中間管理事業のメリット等を説明するなど、事業の活用を促しました。

また、水稻や大豆などの土地利用型作物については、水田の大区画化や汎用化といった基盤整備事業を計画的に実施し、農地の生産性を高めることで担い手による規模拡大を支援しているところです。

○蛯沢委員長 後藤委員。

○後藤委員 お米などの土地利用型の作物に関しては、基盤整備事業を計画的に実施して、担い手による規模拡大を支援しているということでしたけれども、リンゴをはじめとする労働集約型の作物、これは青森県は非常に多いと思うのですけれども、大型の機械を導入したりとかという省力もなかなか難しいですし、それで集積は難しいと理解いたします。

しかし、遊休農地を増やさないということも重要で、その観点から新たな担い手による農地の活用を進めるというのはしなくてはいけないことだと思うのですけれども、そこで新規就農者等による農地の確

保をどのように支援しているのかお伺いします。

○蛯沢委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 県では、市町村及び農業委員会と連携し、受け手のいない農地の情報を公開する青森県農地情報サイトを令和六年度末に立ち上げており、新規就農者等とのマッチングなどによる農地の確保を支援しています。

また、弘前市の農業関連会社では、遊休農地を含むまとまつた農地を確保し、就農希望者がリンゴの栽培技術を学ぶ研修農場として活用するとともに、二年間の研修後に一部の農地を有償で提供する取組を行っています。

この研修農場で使用される農業機械の導入などに当たっては、国の支援策を活用することとしており、県が事業計画の作成等について指導、助言しているところでございます。

○蛯沢委員長 後藤委員。

○後藤委員 研修農場としてということであれば、技術の継承もできますし、非常により取組ではないかなと感じました。

昨日の日本農業新聞を見たら、二〇二六年度予算の概算要求では、農地バンクの運営費などとして、前年度の二倍となる七十九億七千三百万円を計上したと書いてありました。農水省は、所有者から担い手などに農地を橋渡しする農地バンク本来の機能を強化したいと話しているそうです。二〇二六年度からは受け手のいない農地を積極的に引き受け、耕作者が見つかるまで荒れないよう、草刈りや耕起などの管理を行う。実際の管理は農地バンクが担うほか、近隣農家へ委託することなども想定している。つまり、大区画化に向けての動きを感じました。

農水省の予算が増えることは結構なことなんですけれども、これは本来の目的なのかということを感じまして、実際、どこまで大区画化を進める必要があるのかというところで、生産効率や担い手支援の観

点でメリットがある一方で、地域の土地が大資本、外国資本に吸い取られるリスクという重大な副作用もはらんでいるかなと感じております。

中間管理機構を通じた貸付けや農地集積、効率的な農業経営の実現の手段ではありますけれども、結果的に大規模法人、資本力のある一部農業者が偏在する構図になりやすいという一面もあると思っています。特に県外の企業ですとか外資系の農業法人が入り込むことによって、元の経営体が押し出される懸念も出てくるのではないかと感じました。

事例として、北海道や愛媛県で海外の資本が農地を間接的に取得、長期借用して大規模果樹栽培に参入したりですか、住民が把握する前に地域一帯の農地が外資の傘下に入っていたということもあります。日本では農地法により外国法人が農地を直接所有することはできない仕組みではありますけれども、M&Aによる法人の買収ですか、長期賃貸借、土地利用権の包括取得といった迂回的取得の事例が複数確認されているんですね。

キウイ農園の会社が三倍の価格で農地を提示して、実態は中国系資本による買収スキームだったというのが愛媛県の事例なんですね。あと、もうかる農地、負担の少ない農地だけを選別して借りるケースが増えて、条件不利な地域とか中山間地は取り残されてしまうと。また、地域で協力し合う従来の農業形態とか労働関係が希薄化して、人が定着しにくくなるという副作用もあるかもしれません。つまり、大規模化によって地域コミュニティーが分断されるリスクもあると私は推察いたします。

今後、県としては、農地の受け手資格に地域要件を加えるとか、土地利用の実態監視を強化して、登記情報、利用状況の透明化を図るなど、検討すべきではないかということも意見として述べさせていただきます。

令和五年の農業経営基盤強化促進法、農地集積促進法改正によつて新たに追加された地域計画、地域における農用地等の利用に関する計画ですけれども、これまでの行政主導、機構主導から、今後は地域が主体的に農地の将来像を話し合つて決めるようにしてしまうことだ

そうですので、十年後、いや、もつとその先の地域がどうあるべきか、どうしていきたいかという未来のビジョンを地域の人たちが自分たちで考えて決めていくと。そのために必要な情報提供ですとかサポートを県には積極的にしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、三十二ページ、あおもり創業・起業支援強化事業の取組についてです。

日本全体で見ますと、創業は地域経済を活性化し、新たな雇用を生み出す源泉となつてゐる一面もあります。中小企業庁・小規模企業白書でも、社齡の若い企業ほど純就業者数増加に寄与するという分析が示されておりまして、創業支援は本県にとつても重要であると考えます。

都道府県別の開業率を見てみると、沖縄県が最も高く、福岡県、埼玉県などが続くというデータがありました。

また、創業支援を受けた創業者数に関して、中小企業庁による創業支援実績報告を見ますと、東京都では支援による創業延べ数が二万七千人超えとなつております。創業支援制度の規模と創業数との相関がうかがえます。

そこで、本事業の取組内容と実績についてお伺いします。

○**姥沢委員長** 経済産業部長。

○**上沢経済産業部長** 本事業では、若者、女性、U-I-Jターン創業を推進するため、県外において若者を対象とした創業希望者同士の交流会の開催、あおもりフルールとして任命した女性先輩起業家による支援、首都圏において専門家が対応する相談会の開催など、潜在的な創

業希望者の掘り起こしに取り組みました。

また、地域課題解決型創業の促進に向けて、創業時に必要なアイデアを磨く方法やマーケティング等の手法を学ぶためのワークショップ、ネットワーク構築を図る滞在型でのスキルアップ合宿、専門家からの講評を受けるプレゼンテーションイベントなどを行いました。

これらの取組により、支援拠点を利用した令和六年度の創業者数は二百二十三名となり、令和四年度から三年連続で二百名を超える高い水準を維持しています。

○**姥沢委員長** 後藤委員。

○**後藤委員** これは二〇二二年度のデータだつたんですけども、最も開業率の高い沖縄県は七・三%で廃業率が三・五%，埼玉県は開業率が五・二%，廃業率が二・九%になつております。それに対して、青森県は開業率が二・五%、廃業率が三・三%と、廃業率が高くなつているんですね。

そこで、創業者の事業継続に向けてフォローアップが非常に重要であると考えますけれども、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○**姥沢委員長** 奥田副知事。

○**奥田副知事** 県では、創業後のフォローアップとして、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネジャーによる継続的な伴走支援、創業者同士の交流会等を通じたネットワーク構築支援、県特別保証融資制度による事業資金確保支援などに取り組んでいるところです。

県といたしましては、意欲ある創業者が事業を安定的に継続していくよう、関係機関と一体となつて創業後のフォローアップを行い、多くの若者や女性が夢を実現し、多様な分野で活躍いただけるよう取り組んでまいります。

○**姥沢委員長** 後藤委員。

○**後藤委員** 私も起業家育成プログラムのプレゼン大会を二〇二一年

から十四年やつておりまして、創業、起業の前ももちろん大切なことで、その後に分からぬことがたくさんあつたりですとか、課題が線路の枕木のごとく目の前に出てくるということがあります。相談できる先輩とか励まし合える仲間がいる、独りにならない仕組みが必要だと感じております。

青森県が他県を上回る創業定着率を誇る県となるように、ぜひ支援制度やコミュニティなどをつくっていただけたらと思いますし、県がその媒体となるだけでも随分違うかなと思います。

では、次に百七十一ページ、交流型日本語教室を起点としたコミュニケーション支援事業の取組についてお伺いします。

出入国在留管理庁の統計によりますと、今年六月末時点では在留外国人数が三百九十五万六千六百十九人、昨年末から半年間で約十八万七千人増え、過去最多をまた更新しました。中国人が初めて九十万人を超えたほか、人手不足が深刻な業界で外国人労働者を受け入れる特定技能のうち、家族帯同が可能な二号が約三千人と大幅に増えたそうです。国籍別では、中国に次いでベトナムが六十六万人、韓国が約四十万人。また、中国人の在留資格では三九%が永住者となっていて、約三十五万人ということです。こうした動きは本県でも例外ではなく、日本語が話せない外国人のますますの増加が見込まれます。

そこで、本事業の目的と令和六年度の取組内容について伺います。

#### ○ 蟹沢委員長 観光交流推進部長

本事業は、県内の外国人住民を対象として、買物や仕事など日常生活や社会生活に必要な日本語の学習機会を提供するとともに、学習の場に地域住民も参加することで、地域社会との交流を図ることを目的としています。

令和六年度は、青森市など四市町において、交流型日本語教室を六回開催し、外国人住民が延べ四百五人、地域住民が延べ二百七十五人参加しました。

また、日本語教室の円滑な運営と本県での生活に役立つ生きた日本語を教えるため、新たに本県特有の気候や生活様式を題材とした動画とテキストによる日本語学習教材を作成したほか、いつでもどこでも学べる環境整備のため、ウェブサイトに掲載しました。

#### ○ 蟹沢委員長 後藤委員。

○ 後藤委員 地域住民が延べ二百七十五名参加されて、外国の方も延べ四百五名参加されたということで、交流があると、確かにフェイス・トゥ・フェイスでコミュニケーションを取ると随分違うかなと思います。

います。

令和六年度の実績ですと、交流型日本語教室の開催市町村数は四市町村となっております。増加率から考えると追いついていないのではないかと思われるのですけれども、県は、県内の外国人住民のコミュニケーション支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

#### ○ 蟹沢委員長 観光交流推進部長。

○ 斎藤観光交流推進部長 県では、県内の外国人住民のコミュニケーション支援のため、令和六年度に作成した日本語学習教材を活用しながら、引き続き交流型日本語教室を開催しています。

さらに、新たに交流型日本語教室に取り組む市町村を拡大し、地域住民との交流がより広い地域で促進されるよう努めています。

#### ○ 蟹沢委員長 後藤委員。

これから行われる市町村数も増えていくかと思います。

外国人の方の数が増えるのと同時に、それを拡大していく必要もあるのかなと思うのですが、日本語も知つてもらう、津軽弁も知つてもらう、そういうところももちろんそんなんですけれども、大事なのは日本文化、それから慣習を知つてもらうこと。特に青森県の文化といふのも他県と違うものもありますし、日本特有の大切な価値観というものがあると思うんです。なので、郷に入つては郷に従つていただきことが非常に重要なことですので、語学だけではなく、文化面とか

慣習面、そういうところも学んでいただけるような内容を入れ込んでいただけるように要望いたします。

では、最後に百七十一ページ、AOMORI多文化共生推進事業の

取組についてです。

先日、田端委員からも御質問がありまして、実施状況や具体的な支援内容についてはお話ししたいたところですが、私からは本事業の目的についてお伺いします。

○姥沢委員長 教育長。

○風張教育長 本事業は、県内の公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、児童生徒の適応指導や指導担当者等への助言を行うことを目的としております。

○姥沢委員長 後藤委員。

○後藤委員 個別の日本語指導計画が作成されている児童生徒の割合が令和五年実績で六二%と目標値を下回っている状況ですけれども、そこで本事業の成果と課題を踏まえて、今後、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○姥沢委員長 教育長。

○風張教育長 本事業により、児童生徒の学校生活への適応が進み、日本語能力が身につくことで友人との交流機会が増えるとともに、指導を行う教員等についても、各学校において蓄積された取組事例の活用や協議会等での情報共有により、指導力の向上につながっています。

県立高校では、日本語指導が必要な生徒が進路決定を行う際に、本人、保護者との意思疎通が課題となっていることから、ひろだい多文化リソースルームと連携しながら、進路指導等の在り方に関する教員研修への講師派遣や保護者面談の際の母語通訳者の派遣等、各校の実情に応じて適切に対応していきたいと考えています。

また、これまで受け入れを行っていない市町村教育委員会に対し、児童生徒を受け入れる際の支援体制の構築に向けたサポートも行っています。

きます。

○姥沢委員長 後藤委員。

○後藤委員 二〇二四年に日本で生まれた赤ちゃんのうち、三%が外国人で二万人を超えているという報道が先週あつたんですね。もう人口構成は既に変わっています。

今後の政府の政策ですと、家族帶同で来る人たちももつと増えていきます。ということは、外国人の子供もさらに増えてきます。本県で今、教育改革が進められておりますけれども、現場の混乱が出ないような事前対応が必要かと思います。

青森県の子供たちの学習環境や先生たちの働き方に支障を来さないような次善の対策を要望いたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○姥沢委員長 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時再開

○大崎副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

鹿内博委員の発言を許可いたします。——鹿内委員。

○鹿内委員 質疑を行います。

歳出二款二項三目「地域振興費」、ボールパーク基本計画策定等事業費の執行状況について伺います。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 本事業では、ボールパーク整備検討会議の運営支援や基本計画の策定に係る業務について、債務負担行為を設定の上、平成八年三月三十一日を履行期限とする六千七百七十六万三千余の委託契約を締結しており、令和六年度においては三千二百四十八万五千円を支出しております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 基本計画を策定ということではあります、基本計画策定までの今後のスケジュールと、それに議会としてどの時点でどう関わるのか伺います。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 現在、基本計画の策定に向けまして様々に議論をしている段階でございます。最終的には三月末までに確定させたいと考えておりますが、その前には来年度予算の編成に向けての基礎資料になる部分もございますので、そういうふたところはまとめた上で、様々、関係者なり県議会の御意見を伺いながらまとめていきたいと考えております。具体的な日時、方法については今後検討したいと思います。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 令和七年三月三十一日のボールパーク整備検討会議の報告書では、整備場所の考え方として、にぎわいや交流の拠点として効果の最大化を図れる場所で、可能な限り早期建設の着工が可能な場所とありますが、知事が六月にボールパークの検討対象地を青森市安田地区の県総合運動公園とした経緯と理由について伺います。

○大崎副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 昨年度末に取りまとめられたボールパーク整備検討会議報告書においては、整備場所の考え方としては、県民・地域の方々が日常的に行きやすい場所、観光客・遠方からの観戦者にとって訪れやすい場所、公共交通機関でアクセスしやすい場所、周辺の土地利用やまちづくりとの相乗効果が期待される場所、可能な限り早期の建設着手が可能な場所が示されています。

県では、この整備場所の考え方を踏まえ、アクセス面や駐車場を含む敷地面積、周辺施設の状況などを勘案し、青森市安田地区の県総合運動公園を検討対象地としたものです。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 青森市宮田地区には既に野球場の用地として五ヘクタール以上確保しておりますが、宮田地区と安田地区、これはどのように何を比較検討したのでしょうか。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 青森市宮田地区と安田地区は、いずれもボールパークの整備に必要な敷地面積を有する場所ですが、安田地区は徒歩圏内の周辺人口が多いこと、市街地から近距離であること、公共交通機関によるアクセスがしやすいこと、周辺に県立美術館や三内丸山遺跡などの観光施設が立地していることから、県としては、検討会議報告書の内容を踏まえ、同地区がより整備に適する場所であると考えたものでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 六月に知事はボールパークとスケート場を一体で整備する方針を示しました。そうなりますと、施設は非常に規模が大きくなると思います。青森市の安田地区は世界遺産登録地区の周辺にあります。したがって、建物の高さ等については、文化庁あるいはユネスコとの協議に一年半程度もしくはそれ以上要するということがこれまでの統合新病院の整備候補地の議論の中で出てきております。さらに、埋蔵文化財についても統合新病院の整備候補地の議論の過程であります。したが、この内容についてはどのように検討されたのでしょうか。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 検討対象地は、世界遺産との緩衝地帯または隣接地に当たることから、ユネスコへの報告の要否を判断する文化庁と情報共有する必要があることを県教育委員会から確認しております。

なお、三内丸山遺跡から視認できる高さを検証した結果、同遺跡からの眺望に影響を与えないよう野球場を整備することは可能と考え

ております。

また、埋蔵文化財調査については、調査範囲や調査期間について、県教育委員会と協議しながら整備を進めていく必要があることを確認しております。

ボールパークの整備に当たっては、世界遺産の価値を損なわないよう配慮することをはじめ、文化庁や県教育委員会とも協議しながら整備を進めてまいります。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 スケート場とボールパークを一体でということですが、どの程度の高さと想定しているのでしょうか。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 具体的な高さというのは今後、設計等で出てきますが、眺望を確認した際に、森林に遮られて野球場がそれよりも高くなつて目立つようなことがあつてはならないだろうと考えておりまして、その範囲内で野球場の高さの設計を進めていきたいと今は考えております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 先ほど交通の利便あるいは周辺施設との相乗効果とありましたが、宮田地区には既に運動施設がありまして、年間、大体六十八万七千人が利用しています。安田地区には三内丸山遺跡、縄文時遊館、あるいは美術館合わせて大体六十八万人が利用。いざれもそれだけの利用があり、両方とも甲乙つけ難い魅力があります。交通の利便性においては、宮田地区についてはみちのく有料道路、高速道路の青森東インターチェンジ、国道四号、青い森鉄道の野内駅や浅虫駅から近いわけとして、これも安田地区と宮田地区で比較しても、宮田地区がそう劣るということにはならないと思うのですが、この辺りはどのように比較検討されたのでしょうか。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 交通に関しましては、我々としては一般の市民の方などが気軽に行ける場所ということを考えおりましたので、公共交通機関で行ける場所というのを考えておりました。宮田地区の場合は、先ほど委員からは青い森鉄道の駅もあるというような御指摘もありましたが、二キロ以上離れているようなこともあります、その点も踏まえますと、安田地区のほうがやはりずっと便利であると考えたものでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 他の施設との相乗効果ということを考えますと、宮田地区にはそのために運動公園として運動施設を整備してきたわけで、安田地区においては美術館あるいは三内丸山遺跡もあり、ある面では文化的、芸術的な施設が多いわけで、安田地区と宮田地区の施設の特徴というのを明確にする上では、宮田地区に運動施設、安田地区に芸術文化施設のほうが——市民の利便性というのは、いざれ統合新病院の問題もあつて、市営バスの交通体系というのは大きく変わつてくるだろうと思いますし、宮田地区が決して安田地区に比べて市民の利便性が劣るとは私は思えません。そのことについての見解を伺います。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 公共交通でのアクセスを見ますと、市営バスがどのような形になるかということにつきましては、私、存じ上げませんのでコメントできかねますが、やはり現状で考るほかないと我々、判断いたしました。今の段階では公共交通でのアクセスは安田地区が便利であると。また、他の施設との相乗効果といった場合、確かに宮田地区は運動施設が周囲にあるわけですので、それとの相乗効果はあるかと思いますが、その他にぎわいをつくつていくという意味では、文化観光施設の近くである安田地区というのが有利であろうと考えたものです。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 世界文化遺産三内丸山遺跡からの眺望において邪魔にならないような高さを検討と言いましたが、プロ野球の公式戦は誘致できる高さになるんでしょうか。公式戦を誘致するとなると、ある面では冬期間も利活用という考え方があるようですからドームになると思うのですが、その辺の高さは十分考慮した上での安田地区の候補地でしょうか。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 高さの場合、問題になるのは照明だと思いますが、この照明は形によつて公式的な球場の施設としての基準といつたものを満たすことができると判断しております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 そうすると、ドームではないということで決定しているということですか。

○大崎副委員長 交通・地域社会部長。

○船木交通・地域社会部長 現在検討している球場としては、ドームではない球場の検討を進めているところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 議論を続けたいのですが、通告してあるテーマもありますので次に移ります。決して今の部長の答弁を了としているわけではありません。

○大崎副委員長 鹿内委員。

二つ目としては、この長寿命化に向けた取組について、郷土館整備検討会議の場にも報告すべきだと思いますが、教育委員会の見解について伺います。

○大崎副委員長 教育長。

二つ目としては、この長寿命化に向けた取組について、郷土館整備検討会議の場にも報告すべきだと思いますが、教育委員会の見解について伺います。

○大崎副委員長 教育長。

○風張教育長 御質問、二点にお答えいたします。

まず、県立郷土館については、当初、施設の長寿命化に向けた検討を進めていましたが、その過程で判明した課題等を踏まえ、改めて整備

備方法等を検討することとし、令和七年三月に長寿命化改修や展示、収蔵に係る設計業務の出来高分への変更契約を行いました。

長寿命化改修設計業務と展示・収蔵等改修設計業務を合わせて、当初、一億二千二百万円余で契約したところ、変更契約により六千八百万円余となりました。

次に、経費の総額でございますが、令和四年度に実施した長寿命化基本計画策定業務と、令和五年度から令和六年度にかけて実施した長寿命化改修設計業務及び展示・収蔵等改修設計業務を合わせて、経費は一億七百万円余となっています。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 現在、この整備方針を整理検討していますが、まさに長寿命化ではなくて新築移転ということになりますが、そうすると、今まで長寿命化でかかった経費、一億円以上は無駄だったと考えますが、教育委員会の見解について伺います。

○風張教育長 無駄だったのではないかということ御質問でございますが、

県立郷土館については、施設の長寿命化に向けて長寿命化改修設計業務等に取り組む中で判明した課題等を踏まえ、改めて整備方法等を検討することとしたものであり、当該設計業務等に取り組んだことで、改めて整備方法等を検討することにつながつたものと認識しています。

次に、県立郷土館整備検討会議に対しては、これまでの取組について、第一回の会議で報告しております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 令和七年に方針を変更したということですが、私は当初から長寿命化ではなくて新築移転と申し上げてきた。それが七年に入

つてから突然変更した。なぜ突然変更になつたのか伺います。

○大崎副委員長 教育長。

○風張教育長 県立郷土館については、令和五年度から改修のための設計を進めてきたところ、建物の構造上、躯体や床の補強等が必要となることが判明いたしました。

さらに、既存建物の長寿命化改修では、構造計算上、国の重要文化財等を保管する特別収蔵庫の扉の荷重に耐えられないことが判明し、一部の棟の改築が必要となるなど、工事内容のさらなる追加や、これに伴う費用の増が見込まれました。

これらの課題を踏まえ、県立の総合博物館である郷土館が郷土の歴史、民俗、産業、自然などに関する資料の保存、展示等の博物館機能を維持しながら将来的に安定して運営していくことを第一に考え、改めて整備方法を検討することとしたものです。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 整備場所についてですが、三市に意向調査を行つた理由と今後のスケジュールについて伺います。

○大崎副委員長 教育長。

○風張教育長 令和五年改正の博物館法では、これまでの博物館の役割である展示、教育普及、資料収集・保存、調査研究等に加え、地域の多様な主体との連携、協力による文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めることとされました。

このことも踏まえ、検討会議において、これから時代に求められる県立博物館や新たな県立博物館の整備場所候補地の基本的な考え方及び望ましい要素、条件を検討いただいています。

このうち、整備場所候補地の基本的な考え方等については、これら検討に資するよう、検討会議において意向調査の実施や対象を検討し、人口や観光入込客数、アクセスのしやすさを考慮し、青森市、弘前市、八戸市の三市を対象に意向調査を実施しました。

なお、今後のスケジュールについては、検討会議から今年度中に検討結果を報告いたぐこととしており、県として、その内容を踏まえつつ、整備の方向性を整理しながら、基本計画の策定等を進めるとしております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 三市の意向調査については、検討会議とお話ししましたが、第一回目の検討会議の資料に三市だけではない、十和田市、むつ市の人口あるいは観光入込客数、駅の数、新幹線の利用状況、これらがもう既に一回目の資料の段階であると。そうすると、私は県教育委員会として三市の意向調査というのは誘導したのではないかなと思うのですが、どうして三市だけではない、十和田市もむつ市も含めたデータを一回目の会議から出したのでしょうか。

○大崎副委員長 教育長。

○風張教育長 検討会議では、整備場所候補地の基本的な考え方や整備場所として望ましい要素、条件について検討していただくこととしており、第一回会議では、検討に当たつて参考としていたぐため、人口、観光入込客数、県内における駅の設置数の多い市町や新幹線停車駅の利用者数、空港利用状況、クルーズ船寄港数などの基礎データをお示ししたものでござります。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 今の答弁にも疑問はありますが、次に移ります。

歳出四款五項一目「環境政策総務費」及び歳出四款六項三目「鳥獣保護費」、共生条例のゾーニング並びに青森県第二種特定鳥獣管理計画（第一次ツキノワグマ）に関するです。

令和六年度に実施した県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議での議論の結果を踏まえて、どのような成果にながつたのか伺います。

二つ目として、共生条例のガイドラインが令和六年度ではなく、七

年度にずれ込んだ理由と作成時期について伺います。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 まず、昨年度設置いたしました青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議におきまして、制度の基本的な枠組みであります再エネ施設の立地場所のゾーニングや地域との合意形成を円滑にするためのプロセスなどを中心に、計六回にわたり活発な御議論を経て、共生制度の骨子案を取りまとめたところです。

この骨子案を踏まえまして作成した青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案については、本年二月の県議会定例会において可決いただき、本年三月、同条例の制定に至つたものでございます。

次に、共生条例のガイドラインが令和六年度でできなかつた理由と作成時期についてでございます。

令和七年二月定例会での一般質問や予算特別委員会でも同様の答弁をさせていただいておりますが、共生条例の運用ガイドラインについては、共生条例及び規則の制定後に作成することとしたものでございます。

このため、今年三月に共生条例、四月に規則を制定した後、五月から六月にかけてパブリックコメントを実施し、共生条例の施行に合わせた七月にガイドラインを作成したところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○大崎副委員長 共生条例の施行に合わせてガイドラインを七月と言いましたが、共生条例の施行は七月一日です。ガイドラインが決定、公表されたのは何月何日でしょうか。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 ガイドラインにつきましては、本年の七月一日の施行に合わせて決定し、公表しております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 次に、令和七年二月十八日に開催された第一回県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会の開催の目的と、二つ目として共生条例ガイドラインの資料編の中の中大型哺乳類分布情報の熊に関するデータは古いデータであります。したがつて、第一回ツキノワグマ保護管理対策検討委員会で提示した最も新しいツキノワグマの目撃地点のデータをガイドラインに入れるべきであつたと考えますが、県の見解を伺います。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 まず、本年二月に開催いたしましたツキノワグマ保護管理対策検討委員会開催の目的でございます。

県では、令和五年に県内のツキノワグマの出没件数が千百三十三件、人身被害が十件十一名と、当時過去最多の件数となつたこと、また、令和六年四月、熊類について、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして国が指定管理鳥獣に指定したことから、人とツキノワグマの共存に向けて、科学的かつ計画的な対策を講じるため、特定鳥獣保護管理計画を策定することとし、学識経験者などからの意見を聞くための検討委員会を開催したものでございます。

続きまして、ガイドライン資料編の熊に関するデータに関する御質問でございます。

令和七年二月の第一回の青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会の資料は、県に対して熊に関する目撃情報が寄せられた地点を図化したものであり、ツキノワグマの生息状況を示したものではございません。

これに対しまして、今年度作成いたしました共生条例運用ガイドラインの資料編に掲載した中大型哺乳類分布情報のサブマップにつきましては、環境省が作成した環境アセスメントデータベースで公表しております最新の生息分布情報を基に作成しております。

こういった内容につきまして、環境省の情報を把握した場合には、隨時見直しを図つていくこととしております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 熊の出没はブナあるいはドングリの豊作、凶作と関連しているというデータがありますが、熊の人里への出没件数とブナの令和六年の状況について伺います。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 本年を除きまして、熊の出没件数が最大値でございました令和五年より前の五年間の出没件数でございますが、四百四十三件から二百九十五件の範囲で推移しております。

例えば、平成三十年はブナは凶作でございましたが、出没件数は四百件、令和元年は大凶作でございましたが、四百四十三件、こういった状況でございます。

令和六年の熊の出没件数は七百九件となりまして、過去最多千三百十三件だった前年より減少しておりますが、以前に比べますと高い水準にあるものと考えております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 これは検討委員会に出された資料であります、ブナ、ドングリが凶作だと熊は山で生活できないので里に下りてきますということがデータ的にも分かるわけで、検討委員会でも議論がありますが、熊の行動範囲は一頭百キロ平米から二百キロ平米、したがつて熊が人里に来ないよう奥山をコア生息地にゾーニングするという考え方方が環境省のガイドラインにあるわけですが、検討委員会にも示されています。

したがつて、このコア生息地に保安林、鳥獣保護区、あるいは植生自然度九・十並びにKBAをコア生息地に設定して、熊が生活できる環境を確保することが必要だと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。  
○豊島環境エネルギー部長 御質問のゾーニングでございますが、ゾーニングの文言の解釈の部分もあるうかと思いますが、お答えさせていただきます。

本年二月十八日に開催いたしました青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会では、青森県第二種特定鳥獣管理計画の策定方針を示しております、その中にゾーニング管理という文言が出ております。これは、県、市町村、住民などがそれぞれの役割を担いながら、地域の実情に応じた管理対策を実施するに当たり、エリアのイメージを持つてもらうために明示的にコア生息地、緩衝地域、管理強化地域、排除地域の四つを提示しております。

このゾーニング管理という考え方につきましては、今年度も開催しております同検討委員会、そして青森県環境審議会にも示し、御承認いただきましたとともに、この管理計画案につきましては、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 コア地域に保安林、鳥獣保護区等は入れる、入れない、どちらなんですか。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 繰り返しになりますが、管理の手段を行うために明示的に示したものでございまして、今回のツキノワグマ管理計画において、どこに何が入るのかというようなことは考えておりません。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 次に、共生条例の保護地域です。保護地域になると、熊も安心してその場所で生活できるということになります。したがつて、保安林、鳥獣保護区、植生自然度九・十、KBAを共生条例の保護区域にして、熊と人間が共存できるよう、熊が暮らしやすい場所をでき

るだけ広く確保すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 共生条例のゾーニングにつきましては、

現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリアを守るという観点から、有識者会議において、各委員の専門的知見や経験等に基づく議論を積み重ね、意見が一致したところを踏まえて作成したものでございます。ただし、あくまでも議論の対象は法令で区域が定められているものとなつております。

御指摘の熊につきましては、下北半島のサルおよびサル生息北限地のように、生息地を保護するための区域境界が定まっておらず、ゾーニングの対象にする状況にはないと考えております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 これはぜひ知事に聞きたかったんですが、次に移ります。

歳出七款三項四目「原子力立地対策費」であります。

昨年十二月二十四日に開催された核燃料サイクル協議会で、知事は、むつ中間貯蔵施設の中長期の使用済燃料搬入・搬出スケジュールを早期に示すよう、国の事業者への指導を要請し、国は事業者に指導しましたが、その後の事業者の対応について伺います。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 昨年十二月二十四日に開催されました核燃料サイクル協議会において、リサイクル燃料備蓄センターに関する使用済燃料の搬入及び搬出の中長期計画の早期提示について、知事が國の指導を要請したところ、去る七月七日に事業者から報告がございました。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 七月七日に事業者から報告された中長期計画の内容に知事は満足しているのでしょうか。これも知事に伺いたいと思います。

そして、もう一つは、この計画が本当に実現できるのかどうか、県

として検証して、それを議会も含め県民に説明すべきだと思いますが、それぞれ知事の見解と対応について伺います。

○大崎副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 核燃料サイクル協議会は令和六年度の十二月二十四日に開催され、その後、令和七年度の七月七日に中長期計画が知事に報告されたところでございます。

事業者からは、様々な変動要因や不確実性がある中で、現時点の検討状況であり、さらに検討を重ねるとの説明でございましたが、使用済燃料を中間貯蔵後、六ヶ所再処理工場へ搬出することについて、数字的に一定の説明があったことは、県民の皆様方の一定の不安解消につながるものと受け止めているところでございます。

また、事業者が期限内に使用済燃料を搬出することにつきましては、

令和六年八月九日に締結したリサイクル燃料備蓄センター周辺の地域安全確保及び環境保全に関する協定に規定がございます。

昨年十二月二十四日の核燃料サイクル協議会におきまして、武藤経済産業大臣からは、事業者に対し、地元との約束である使用済燃料の搬出期限の遵守を強く指導していくとの御発言があり、その後、本年四月十七日に開催されました第八回使用済燃料対策推進協議会において、武藤経済産業大臣から東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社に対し、むつ中間貯蔵施設の使用済燃料の搬出期限の遵守を改めて要請されたところであります。

六ヶ所再処理工場への搬出につきましては、本年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画に記載されており、県としては、そのように認識しているところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 国の指導に対する事業者からの計画によつて、知事は期限内、五十年以内に六ヶ所再処理工場への搬出が実現できる、可能だと。先ほどの数字があつたので、一定の前進というか、県民の不安解

消につながつたということですが、その数字は実現可能だと考へているのでしようか。

○大崎副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 知事からは、その際、七月七日でございますが、事業者に対しましては、時間の経過とともに、今後、変動要因や不確実性というものを減らし、確実性を高めていくことが事業者の責務の一つであるということを強く申し上げたところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 それは今後の話ですよね。今回の計画です。今回出された計画の確実性というのはこれから話であるとすれば、七月七日に出されたものは確実性について劣ると、十分満たしていないという受け止め方になるんですが、今回の計画について、五十年以内に搬出が実現できると知事が受け止めたのかどうかということです。

○大崎副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 先ほど答弁申し上げましたとおりではございますが、まずはその時点での検討状況ということで事業者のほうからは御報告があつたものでございます。

その内容として、一定の数字的な説明があつたということでございます。そして、まずは、その時点においては県民の皆様方の一定の不安解消にはつながるものとなつていたのではないかと考えているところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 一定の不安解消どころか、私はますます不安が増してきただんですね。疑問がどんどん増えてくるんです。一定の不安解消にならないと。ですから、知事として、この出されてきた計画をチェックした、検証したと。そしてなるほどな、だから不安解消となつたらまだ分かります。検証してないでしよう。この数字なり計画の妥当性、正確性、適切性というものを知事として検討、検証したのですか。

○大崎副委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 七月七日の事業者からの御報告については、まず、その時点におきましては一定の説明があつたと受け止めております。今後、事業者におきましても、より確実性を高める取組を行つていただくことになるかと考えております。

県といたしましては、今後、そういう動き、それから事業者からの新たな報告があれば、その内容を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 これ、二〇九〇年代初頭までの話なんです。だから、七十年、八十年先までの話の計画が出てきたんですよ。七十年先、八十年先までに六ヶ所再処理工場で再処理をしますと。これが大前提です。そうすると、再処理工場というのは今、着工して三十二年たちますが、動く予想、予定はありますけど、それはどうか分かりません。仮に二〇二六年度で本格操業したとしても、二〇九〇年代初頭まで六ヶ所再処理工場、運転しているんですか、運転しているという保証があるんですか、そういう説明を国から聞いたんですか、伺います。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 昨年十二月の核燃料サイクル協議会の場におきまして、林内閣官房長官からは、原子力・核燃料サイクルの推進は一貫した国の基本方針であり、六ヶ所再処理工場の竣工に官民一体で取り組んでいく。中間貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場に搬出する方針の下、六ヶ所再処理工場の長期利用を進めていく旨の御発言がございました。

他方、これを踏まえて本年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画では、同様な内容が記載されているところでございます。こうした方針の下、国におきましては、六ヶ所再処理工場の安全性を確保した安定的な長期利用を行うための議論を本年九月九日から核

燃料サイクルの実効性向上に向けた枠組み検討ワーキンググループで検討を開始したところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 同協議会で、知事はプルトニウム利用についても要請しています。国、事業所の取組方針を確認し、国からはプルサーマルについては事業者と連携し、一層の推進を図るとの説明が、また、事業者からはプルトニウムの確実な消費を進めると説明がありました。中長期の今回の計画と併せて、当然、東京電力ホールディングス並びに日本原電株式会社のプルトニウム利用計画、併せて国全体の再処理計画とプルトニウム利用計画が示されなければ、幾ら官房長官が云々かんぬん言つたって、事業者の説明は了解することはできないと考えます。が、知事の見解を伺います。

○大崎副委員長 環境工エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 我が国は一貫して使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本政策としており、これは本年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画においても示されております。

また、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社を含む電力会社等においても、プルサーマルの推進に最大限取り組んでいくとしているところです。

県といたしましては、核燃料サイクルについては、国、事業者において中長期的に責任を持つて取り組んでいただきたいと考えております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 長官が、大臣が幾ら言つても、現にプルトニウムを燃やしていくかないと再処理できないんですよ。再処理しないと、使用済核燃料はそのまままたまつていくんですよ。現に今、四十トン以上のプルトニウムが使われないでありますからね。にもかかわらず、実際、

四基しかプルサーマルを実施してない。夢か計画か、二〇三〇年度までに十二基という数字はあります。そういう話、計画はこれまで幾らもありました。実現しないものが圧倒的なんですね。だから、プルトニウム利用計画をきちんと求めるべきでしようと言つてはいるんです。

話だけではない。東京電力ホールディングス、日本原電、少なくともこの二社からプルトニウム利用計画をなぜ求めないんですか。

○大崎副委員長 環境工エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 繰り返しになりますが、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社を含む電力会社等においてもプルサーマルの推進に最大限取り組んでいくとしているところです。

また、今回の報告につきましては、現時点の事業者の見通しであり、さらに検討を重ねるとしている状況でございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 そもそも原発が動いていないと話にならないわけで、今、国内の原発は老朽化しています。ほとんどと言つてもいい。それが仮説か仮定か分かりませんが、二〇九〇年代初頭までプルトニウム利用計画、プルサーマルを進めるという話なんですね。しかし、原発が老朽化しています。そうすると、この老朽化した原発で仮にプルトニウムを取り出したとしても、再処理をすれば、二〇八〇年代、九〇年代、二一〇〇年代のプルトニウムがあるわけですから、原発が動いてなければプルトニウムが利用できません。原発の老朽化については検討したんですか、あるいは事業者から説明を求めるんですか。

○大崎副委員長 環境工エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 まず、昨年十二月の核燃料サイクル協議会におきまして、プルトニウム利用に関しては、武藤経済産業大臣から、プルサーマルについては電気事業連合会が示している計画も踏まえ、国も事業者と連携し、一層の推進を図つていく旨の発言が、また、

城内科学技術政策担当大臣からは、我が国は利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持しつつ、核燃料サイクルを推進することとしている。今後ともプルトニウムの適切な管理と利用が行われるとともに、サイクルの環の確立がされるよう、引き続き着実に取り組んでいく旨の発言がございました。

そして、同じく核燃料サイクル協議会におきましては、林電気事業連合会長からは、プルサーマルを早期かつ最大限導入することを基本とし、稼働する全ての原子炉を対象に、二〇三〇年度までに少なくとも十二基のプルサーマル実現を目指す。事業者間のプルトニウム交換等による消費など、プルトニウムの確実な消費を進めていく旨の発言がございました。

そして、今回、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社によると、去る七月七日の報告においてお示ししたグラフは複数検討している中での一つであり、計画として確定したものではない。発電所別の運転計画などは変動要因をどのように想定するかで変更するため、確定的に申し上げることはできない。いずれにしても、将来において国的基本方針に基づき、その時点での状況を踏まえて、再処理をはじめとする核燃料サイクルを適切に推進していくというお答えをいただいております。

いずれにいたしましても、国は九月九日から核燃料サイクルの実効性向上に向けた枠組み検討ワーキンググループにおいて議論を始めたところでございます。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 部長、私が聞いているのは、老朽化の話、どこ行つたという話なんですね。老朽化、全然出てこないじゃないですか。東京電力の老朽化、もう三十九年。原発の運転六十年だとすれば、あと二十一年しかないんです。二〇九〇年代まで七十年あるんですよ。そうすると、二〇九〇年代まで動いている原発というのは、六十年を想定して

も、東京電力と今の日本原電はないですね。ほかの原発もそうです。一番短いので十五年ですから、そうすると、あと四十五年しか動きませんから。我々は今、七十年、八十年先の話をしているわけですからね。この老朽化をどうしますか。動いている原発ないんですよ。動いている原発がなくてどうして再処理できるんですか、どうしてプルトニウム利用できるんですかという話をしているんです。これは中長期計画に書いてないんです。老朽化の話、もう一度説明してください。

○大崎副委員長 環境エネルギー部長。

○豊島環境エネルギー部長 個々の現状の施設、将来も含めた施設のことにつきまして言及はございませんが、各社は利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルサーマルの推進に最大限取り組んでいくと聞いております。

○大崎副委員長 鹿内委員。

○鹿内委員 幾ら聞いてもあれですが、知事といずれお会いすることがあるでしょうから、その際に知事の見解を求めたいと。

部長の答弁、これは答弁と言えないですよ。聞いていることに答えてない。さらに、老朽化の話、二〇九〇年代、今回の中長期プルサーマル、そのことを議論している。それについて触れようとしない。もう一度、改めて聞きます。

○大崎副委員長 ここで執行部入替えのため、少々お待ちください。

〔執行部職員入替え〕

〔蛭沢委員長、委員長席に着く〕

○蛭沢委員長 福士直治委員の発言を許可いたします。——福士委員。

○福士委員 決算特別委員会最後の質問者となります福士直治でございます。

それでは、順次質問をしていきたいと思います。

令和六年度主要施策成果説明書について伺います。

七ページです。マーケット対応型和牛生産対策事業の取組について

伺います。

我が国の和牛は、長年にわたる改良の積み重ねにより、世界に誇る高品質な牛肉として国内外で高い評価を得ております。

本県においても、和牛生産は中山間地域を中心とした重要な基幹産業であり、生産農家の所得向上はもとより、地域経済の活性化にも大きく寄与しているところでございます。

しかし、近年の生産コストの上昇や牛枝肉価格の低迷など、肉用牛生産を取り巻く現状は厳しさを増している中で、県産和牛のブランド力の向上は喫緊の課題となっております。特に若手生産者の確保や経営の安定化を図る上でも、和牛産地としての評価を高めていくことが極めて重要であると考えます。

このような中、県では畜産振興対策事業におきまして、全国規模の大会への出品に向けた取組を進めておると承知しております。

そこで、一点目として、本事業のうち、全国和牛能力共進会に係る取組の目的と実績について伺いたいと思います。

○ 蟹沢委員長 農林水産部長。

○ 成田農林水産部長 本事業では、令和九年度に北海道帯広市などで開催される全国和牛能力共進会、いわゆる和牛オリンピックでの上位入賞を目的として、優秀な出品牛の生産対策に取り組んでいます。

令和六年度は、新たに関係機関で構成する出品対策会議を組織したほか、大会までのロードマップを作成し、出品農家等の生産目標や交配時期を確認するなど、出品体制の強化に取り組みました。

また、能力の高い候補牛を確保するため、ゲノミック解析により優秀な繁殖雌牛を選抜したほか、性選別精液や受精卵の活用経費を支援するなど、出品農家の計画的な交配を後押ししました。

○ 蟹沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 ただいま出品対策会議の組織化やロードマップの作成、さらにはゲノミック解析による優秀な繁殖雌牛の選抜など、上位入賞

に向けた具体的な取組について答弁をいただきました。県として万全の体制で大会に臨もうとする姿勢が理解できました。

これらの取組によりまして、令和九年度の大会で本県が上位入賞を果たすことができれば、県内生産者の努力が結実することとなり、和牛生産に携わる関係者の励みになることは言うまでもないと思います。

そこで、二点目の質問といたしまして、全国和牛能力共進会での上位入賞により期待される効果について伺います。

○ 蟹沢委員長 農林水産部長。

○ 成田農林水産部長 全国和牛能力共進会は、本県の肉用牛関係者が取り組んできた繁殖能力や肉質などの改良の成果をPRする絶好の機会であり、本大会での上位入賞は、和牛産地としての評価向上と消費者に対するあおもり和牛の知名度アップの効果が期待されます。

○ 蟹沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 共進会は会場に生きた牛を運搬する必要があり、長距離の移動は牛にとっても大変なストレスだと思います。前回は鹿児島大会ということで、本県の牛にとっては移動距離のハンディがあつたと考えます。しかし、今回は北海道大会ということで、他県に比べ移動距離も短く、上位入賞が狙える絶好の機会だと考えます。大会での上位入賞が全国の肥育農家や食肉業者に対する本県の高い技術力を証明し、和牛産地としての評価向上や消費者へのあおもり和牛の知名度アップにつながるなど、幅広い効果をもたらすことが理解できました。

本県の和牛生産者は、厳しい経営環境の中でも、日々、優良な牛づくりに励んでおられます。本県におかれましては、引き続き関係機関や生産者と緊密に連携を図りながら、上位入賞の実現、そして成果を本県の和牛ブランド力の強化に確実につなげていただきますよう御期待を申し上げます。

次に、十三ページです。陸奥湾ホタテガイ総合戦略推進事業の取組について伺います。

一点目として、本事業のうち、生産対策に関する取組内容について伺います。

○ 蟹沢委員長 農林水産部長。

○ 成田農林水産部長 本事業における生産対策に関する取組としては、県産業技術センター水産総合研究所等と連携し、漁協ごとに親貝の必要数量を提示して安定採苗に向けた連携体制づくりを進めたほか、陸奥湾のホタテガイラーバの流れを解析したラーバ動態モデルの作成や、高水温に対応するための養殖籠内の収容枚数別試験などを実施しました。

また、研究成果と養殖管理のポイントをまとめた、ほたて養殖ごよみを改訂し、漁業関係者に配布したほか、漁協ごとに学習会を開催し、適正な養殖手法等の普及に取り組んだところです。

○ 蟹沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 ラーバ動態モデルの作成や養殖籠内の収容枚数別試験などを実施されたということでございました。

それでは、陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○ 蟹沢委員長 小谷副知事。

○ 小谷副知事 陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産に向けては、現在、陸奥湾ホタテガイ総合戦略等に基づく取組を進めているところですが、今年の夏も海水温が非常に高い状況となつており、生産現場からは大量へい死の可能性が高いとの不安の声が寄せられているところでございます。

県といたしましては、高水温に対応した技術開発やDXの推進による漁場監視などを進めるとともに、短期的には稚貝確保に向けた取組の強化や融通体制の整備のほか、養殖業者の経営安定に向けた金融面での支援などを行うことといたしております。

陸奥湾におけるホタテガイ養殖業を守り、将来に継承していくため、

関係者一丸となつて、この難局を乗り越えていかなければならぬと考えているところでございます。

○ 蟹沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 本県水産業の柱となります陸奥湾ホタテガイ養殖業は、近年の親貝不足による採苗不振や高水温による大量へい死等、甚大な被害を被つております。

令和六年に、県は陸奥湾ホタテガイ総合戦略を推進することで、陸奥湾のホタテガイ養殖を恒久的な百億円産業に変革し、安定生産と成長産業化の実現による加工等を含めた三百億円産業の構築を目指すことを目的としてきました。しかし、高水温は今年も続き、六月の自民党県連で行いました現地調査では、生きている稚貝より残渣の量のほうが多いというのが現状でございました。先日の漁協による調査でも、稚貝の生育状況の調査でも死んだ貝や小さい貝が目立つていていたほか、親貝の大量へい死も確認されております。

今定例会において、陸奥湾養殖ホタテ生産者に対する経営支援として、県農林漁業災害経営資金融通助成条例の発動も決まり、県としてもできる限りの支援を行っていく姿勢は、漁業者にとつても励みとなつておると思います。しかしながら、ホタテ養殖産業を守るために、高水温対策はまだまだ継続していく必要があります。

国におきましても、現状を重く見た水産庁が高温耐性ホタテの開発等の費用を二〇二六年度予算要求に盛り込んだという報道もございました。県としても、今後も県産ホタテを守るために、現場の声を聞きながら対応していただきたいと思います。

次に行きます。二十九ページです。建設業の未来を担う人づくり推進事業の取組について伺います。

まず、一点目として、本事業の目的と概要について伺います。

○ 蟹沢委員長 県土整備部長。

○ 新屋県土整備部長 本事業は、人材不足が課題となつてている建設業

の持続的な発展のために、若い人材の入職を促進させることを目的としておりまして、中長期的な視点で将来の担い手となる小・中学生や高校生を対象に実施しているものでございます。

具体的には、業界団体などと連携して、それぞれの対象ごとに建設業の魅力を実感してもらうイベント、若手技術者との交流会、建設業のイメージアップを図るための動画配信などを実施し、建設業の魅力ややりがいを理解してもらえるよう取り組んでいるものでございます。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 広い年齢層に建設業の魅力を理解、そしてまた実感してもらう取組だと理解いたしました。

では、次に、本事業の令和六年度の取組状況について伺いたいと思います。

○姥沢委員長 県土整備部長。

○新屋県土整備部長 本事業では、建設現場を見学する小学生親子を対象としたバスツアーですとか、工作を通じて建設業の仕事を体験するものづくり教室、あるいは建設業の役割について学ぶ中学生向けの出前授業などを実施いたしました。

特に参加者の小・中学生やその保護者の方々からは、ふだん見ることのできない場所を見ることができ、貴重な体験ができた、将来の仕事の候補に入れようと思った、次もあればぜひ参加したいなどの意見が寄せられておりまして、建設業の魅力が若年層やその保護者に着実に伝わっているものと考えております。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 建設業における人材不足問題は、若手の減少とベテラン技能者の高齢化等によりまして人員不足となり、結果、工期遅延のおそれや安全が脅かされる懸念につながっております。昨今の資材高騰もありますが、それ以上に人材不足は建設業の経営を圧迫しています。外国人労働者や女性の活用等、様々な対策が検討されておりますが、

私は物をつくる喜びや仲間で協力し合う楽しさなど、建設業の魅力を発信して理解してもらうことが重要ではないかと考えております。

この事業は、体験イベントや技術者との意見交換等を通じて建設業のよさを子供の頃から知つてもらうという非常によい事業だと考えます。一朝一夕でできることではありませんが、継続して取り組むことによりまして建設業に対する理解が浸透していくことを期待したいと思います。

次に行きます。七十八ページ、持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業の取組について伺います。

まず、一点目としまして、本事業の目的について伺いたいと思います。

○姥沢委員長 教育長。

○風張教育長 本事業は、高校生が地域について理解を深める学習、あおもり創造学を進め、高校生が郷土学習を行い、教科横断的で協働的な体験を通して、本県への誇りと意欲的な学びの姿勢、積極的に小・中学校及び地域に情報発信する力を育むとともに、持続可能な青森県を創造できる人材を育成することを目的としています。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 青森県を創造できる人材を育成することが目的だという答弁でございます。

それでは、本事業において、各県立高等学校と地域とのつながりが重要と考えますが、今後の取組の方向性について伺います。

○姥沢委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、学校と地域がつながった取組は、生徒一人一人のふるさと青森への愛着や誇り、夢を抱き未来に向かって挑戦する意欲の醸成に資するとともに、地域にとつても課題解決に向けた新たな気づきや活性化のきっかけになるものと考えています。

各学校では、地元の自治体、企業、大学等とつながりながら、生徒

が地域の課題や魅力を探求する過程で実践的な学びに取り組んでいるところであり、引き続き各学校における地域と連携した取組を推進してまいります。

○**姥沢委員長** 福士委員。

○**福士委員** 高校の所在地域や自身の居住地域等について理解を深める学習があおもり創造学であるということを理解いたしました。

時間もありますので多くは触れませんが、先日、青森市油川地区にあります青森第一高等養護学校と青森北高等学校へ地域連携の取組の話を伺いに行ってまいりました。そこで伺ったのは、油川地区には幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、養護学校があり、地元幼稚園では障がいがある子供も受け入れているそうでございます。そして、学校間で連携を取り、イベントや交流会を行い、例えば障がいの方と幼少から触れ合うことで理解が深まつたり、養護学校の生徒が普通高校に行き交流することで社会に出る不安が軽減されたりしているそうでございます。私はこのお互いに理解を深めることが子供たちにとってとても大事なことだと考えますし、こういった地域コミュニティーは、地域が長い時間をかけて培ってきた交流の絆だと考えます。

本県でも、特別支援学校の教室不足によりまして分教室の設置等を進めていますが、こういった地域の努力にも配慮した学校配置の検討が必要だと改めて感じた次第であります。

県教育委員会では、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を策定中でございますが、新たな魅力とともに、今ある魅力も継続していくよう、よろしくお願ひいたしたいと思います。

不登校児童生徒支援は、これまで様々な取組がなされてきたのですが、依然として不登校児童生徒数は増加傾向にあります。こうし

た中にある、本県としても、児童生徒が将来社会に出て活躍できる人材になつてほしいと考えますと、特に教育機会の確保が重要であると考えます。

そこで、一点目として、本事業の取組内容について伺いたいと思ひます。

○**姥沢委員長** 教育長。

○**風張教育長** 本事業では、有識者や関係機関で構成する不登校児童生徒支援に関する検討会議を開催し、本県の状況を踏まえた不登校児童生徒への支援の在り方について提言をいただきました。その内容を市町村教育委員会や学校、関係機関と共有し、それぞれの立場から支援を進めるよう働きかけました。

また、校内教育支援センターの設置を推進するため、小学校二校、中学校二校の研究指定校において、不登校児童生徒の学習支援や相談支援などの在り方について調査研究を行い、その成果を市町村教育委員会や小・中学校と共有しました。

そのほか、本事業で配置している不登校支援コーディネーターが市町村教育委員会を訪問し、教育支援センターの設置を働きかけました。

○**姥沢委員長** 福士委員。

○**福士委員** 検討会議や学習支援、相談支援などの在り方について研究されたことを小・中学校と共有しているという取組内容と理解いたしました。

それでは、次に本事業の成果と課題について伺いたいと思ひます。

○**姥沢委員長** 教育長。

○**風張教育長** 本県公立小・中学校における校内教育支援センターの設置状況は、令和六年度の三一・六%から令和七年度は四三・四%に増加しています。また、支援を通して学校に来ることができなかつた児童生徒が校内教育支援センターに通うことができるようになった事例や、学習意欲が高まり教室での学習につながつた事例等があります。

一方、本県の校内教育支援センターの設置率は全国平均を下回っている状況にあることから、県教育委員会では、引き続き校内教育支援センターの設置促進に取り組んでいきたいと考えています。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 校内教育支援センターの設置状況は増加しておるということでしたけれども、全国平均を下回っているという現状もまたあるということをございました。

校内教育センターにおける不登校児童生徒への支援の有効性は教育委員会でも理解しておるようでございますから、現場の声も反映しながら、設置向上に向けた支援をよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、百七十四ページ、奥津軽いまべつ駅を拠点とした周遊観光促進事業の取組について伺いたいと思います。

二〇一六年三月二十六日に奥津軽いまべつ駅が開業してから来年で十周年となります。新幹線駅が開業するということで、地元では雇用創出や地域経済の活性化、観光事業の推進に期待して大いに盛り上がりました。しかし、一定の成果はあつたものの、津軽鉄道中里駅と奥津軽いまべつ駅を結んでいた定期路線バス、あらま号が廃止となったり、JR津軽線が蟹田以北の路線を休止するなど、地元も奥津軽周遊観光の拠点となるよう様々取り組んできたわけでございますが、取り巻く環境は大きく変化いたしました。

奥津軽いまべつ駅を拠点とした周遊観光促進は、県と関係市町村が一体となつて取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、一点目として、本事業のうち、奥津軽周遊観光の促進に向けた取組の目的と内容について伺いたいと思います。

○姥沢委員長 観光交流推進部長。

本事業では、奥津軽地域の周遊観光の促進に向け、津軽半島の変化に富んだ景観や歴史、文化、海の幸などの多彩な魅力を情報発信するため、旅行動画等が人気の有名インフルエン

サーを招請し、奥津軽いまべつ駅を起点に、乗合タクシーや鉄道などの二次交通を活用しながら周遊する動画を制作し、動画サイトで配信していただきました。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 それでは、奥津軽周遊観光の促進に向けた取組の成果について伺いたいと思います。

○姥沢委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業では、旅行と食べ歩きそれぞれ有名な二名のインフルエンサーを招き、冬季の奥津軽観光を楽しむ動画を四本制作いただき、本年二月から動画サイトで配信しており、本年九月末までに合計で約八十八万四千の再生回数がありました。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 情報発信の方法といたしまして、SNSなどで影響力を持つインフルエンサーの方々に地域の魅力や地元ならではのおいしい食事を紹介してもらうことは、ターゲット層への浸透が図られて、非常に有効だと考えます。動画も八十八万四千回、視聴をされておるということでございますから、非常に有効であると考えます。奥津軽周遊観光の促進に向けた取組によりまして、奥津軽いまべつ駅の利用客増加と観光振興に期待したいと思います。

続いて、百七十九ページ、蟹田－脇野沢航路の維持、活性化の取組について伺いたいと思います。

これも本県の周遊観光についての質問とりますが、外ヶ浜町蟹田とむつ市脇野沢を結ぶむつ湾フェリーは、本県周遊観光や津軽半島と下北半島を結ぶ交通インフラの要となつております。しかし、人口減少の進む半島間をつなぐ航路の維持には、利用促進の様々な取組が必要であると考えます。

そこで、一点目として、令和六年度の取組内容について伺いたいと存じます。

○ 蟻沢委員長 交通・地域社会部長。

○ 船木交通・地域社会部長 蟹田一 脇野沢航路は、津軽半島と下北半島の交流人口拡大や広域周遊観光の促進のみならず、防災上の避難航路としても重要な航路となっています。そのため、県では、本航路の維持、活性化に向けて、関係者と連携しながら、利用促進等に取り組んでいます。

令和六年度は、首都圏等の旅行会社に対し、同航路を利用し、津軽半島と下北半島を巡る商品の造成を働きかけたほか、航路に対する愛着心の醸成と将来的の利用者としての掘り起こしを目的とした親子バスツアーや、個人旅行客を取り込むためのレンタカー等割引キャンペー  
ンなどを実施したところです。

○福士委員 広域周遊観光や防災上の避難経路として重要であるという御認識と旅行商品造成の働きかけ、バスツアーや利用促進に向けた取組をなさつているということを承知いたしました。

では、二点目として、蟹田一脇野沢航路の維持、活性化に向けて、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○ 蟹沢委員長 奥田副知事。  
○ 奥田副知事 蟹田一脇野沢航路は、令和八年四月に新船の就航を予定しており、先般、新船の名称を「かけはし」とすることが公表されました。

県では、この機会を捉え、むつ湾フェリー株式会社や関係市町村等と連携しながら、航路のプロモーションを強化することとしており、今月十一日から来月五日まで、さよなら「かもしか」キヤンペーンとして、県民向けの自動車航送運賃の割引や最終航海記念ツアーや動画の作成、SNSによる情報発信等も取り組むこととしております。

また、むつ湾フエリー株式会社では、船員の欠員のため、運航休日

の設定を余儀なくされていることから、この解消に向け、令和七年度  
地域公共交通人財確保推進事業費補助金による支援を行うなど、同社  
の人材確保の取組も積極的に後押ししてまいります。

○ 蛍沢委員長 福士委員。

○福士委員 四月に新船「かけはし」が就航するということは、利用促進に向け大きな起爆剤になると考えます。答弁にもございましたが蟹田一脇野沢航路存続の大きな課題として、航海士、機関士等の船員不足が挙げられます。今年度も欠員によって通常運航ができず、冬期休航のほか、週一日か二日程度の運休日を設定しております。船員不足は全国的なことであると承知しておりますが、これではせつかくの新船も就航日数が限定され、収入面だけではなく、周遊観光にも使いづらくなり、ツアーア商品としても売り込みにくくなると考えます。一日も早く平常営業ができるよう、むつ湾フェリーと協力して人材確保に努めていただきたいと思います。

続いて、二百一ページ、市町村DX加速化推進事業、窓口改革等の推進に向けた取組について伺いたいと思います。

年々、市町村職員の確保が難しくなっております。特に地方の市町村では、その傾向は顕著であります。人材確保が難しい中、DXによって業務改善し、職員不足に対応することは、職員の負担軽減だけでなく、行政サービスの効率化や住民の利便性向上にも貢献できると考えます。

今日は直接住民と関わることの多い窓口改革に絞つて伺いたいと思  
いますが、まず、一点目として、本事業の令和六年度の取組内容と実  
績について伺います。

○ 蟻沢委員長 財務部長。

○千葉財務部長 令和六年度は、黒石市、平内町、中泊町の三団体をモデル自治体に設定し、窓口業務のあるべき姿や今後の方向性などについて検討いたします窓口改革トライアルを実施したところであります。

三自治体で計二十一回のワークショップを開催し、延べ百九十二名の市町村職員の方に参加していただきました。

また、デジタルツール等を活用し、市町村に共通する事務課題や解決方策についての理解を深めるため、一つとして、プログラミングの知識やスキルがなくても、直感的な操作で業務用のアプリケーション等が作成できるノーコードツールや、二つ目として、住民の利便性向上に直接的につながる電子申請などをテーマとした分科会を計六回開催いたしまして、延べ七十九名の市町村職員の方に参加いただいたところであります。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 まずは、導入に当たつて職員の皆さんに勉強していただいておるところだと思います。

それでは、次に本事業の今後の取組について伺いたいと思います。

○姥沢委員長 財務部長。

○千葉財務部長 本事業について、今年度は自治体業務の内部処理について、業務改善につながる仕事の仕方ですかプロセスの見直しなどを行いますバックヤード改革などをテーマに、八戸市、十和田市、むつ市、平内町、六ヶ所村の五団体をモデル自治体に選定し、各自治体の実情に応じた検討を進めております。

また、近年、自治体業務における活用が期待されているAIをテーマとした分科会を開催するとともに、新たな取組として、DXの基礎知識に加え、実際に業務改革を行う場合の手順や手法を集中的に習得できる合宿型研修を実施するなど、市町村におけるデジタル人材の確保、育成に向けた支援体制を整えたところであります。

県といったしましては、今後とも市町村のデジタル化による業務改革を推進し、行政サービスに係る住民の利便性向上につなげられるよう、今年度の事業実施結果ですか県内市町村の状況なども踏まえながら、必要な取組を後押ししてまいりたいと考えております。

○姥沢委員長 福士委員。

○福士委員 デジタルスキルの習得というのがやはり近道になるのではないかなと思いました。合宿型で研修をされると、短期間で学ぶ量とかも増えて大変よろしいかと思います。

バックヤード改革をテーマにデジタル化の取組を今後進めていくという答弁でございました。人口規模にかかわらず、小さな市町村であっても一通りの行政サービスは必要だと考えます。デジタル化による業務負担軽減は小規模自治体にこそ必要だと考えます。DX推進を加速していただき、県内全ての市町村がDXの恩恵を受けられますように、引き続き取組の支援を行っていただきたいと思います。

次です。二百十ページ、特定家畜伝染病防疫システム構築事業について伺います。

本県の畜産業は、米や果樹とともに主要な一次産業の一つでございます。

近年、本県において、高病原性鳥インフルエンザが八例発生し、二〇二二年十二月には鳥インフルエンザにより、一か所の農場としては国内最多となる百三十九万羽の殺処分を余儀なくされた大規模被害がございました。県職員の皆さんを中心的に、地元建設会社や自衛隊等の力を借りながら迅速に対応していただきましたが、防疫措置は発生農場での防疫作業だけではなく、備蓄倉庫からの資材運搬や不足する資材の調達など、複数の関連業務を同時に進める必要がございます。災害でありますから、その対応には非常に苦慮されたと思います。マンパワーを集中して二十四時間体制で迅速かつ的確に防疫業務等に対応するためには、関係者との情報共有が重要だと考えます。

そのような中、県では、青森県特定家畜伝染病防疫情報管理システムを構築したということでございます。

そこで、青森県特定家畜伝染病防疫情報管理システムの概要について伺いたいと思います。

○ 蟻沢委員長 農林水産部長。

○ 成田農林水産部長 青森県特定家畜伝染病防掲情報管理システムは、高病原性鳥インフルエンザや豚熱など、特定家畜伝染病の防疫措置を目的に、全国に先駆けて県が独自に開発したものです。

具体的には、県が行う防疫作業に係る進捗状況の把握やスケジュール管理、動員名簿作成のほか、民間事業者と連携して行う防疫資機材の在庫管理や調達などの業務を効率化するものです。

○ 蟻沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 このシステムによって一元管理による関係者との情報共有の迅速化が図られるということを理解いたしました。

それでは、次に青森県特定家畜伝染病防掲情報管理システムの運用により期待される効果について伺いたいと思います。

○ 蟻沢委員長 農林水産部長。

○ 成田農林水産部長 本システムの運用により、防疫作業に係る情報が一元管理されることから、危機対策本部や各防疫拠点に配置される連絡調整担当の職員を削減することが可能となるほか、職員の負担が軽減され、ヒューマンエラーのリスクを低減することができます。

また、作業の進捗や資機材の備蓄状況をリアルタイムで把握できるようになり、状況に応じた効果的な人員配置や効率的な資材調達などが可能となるため、作業が停滞することなく円滑に防疫措置を実施することが可能となります。

○ 蟻沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 マンパワー不足やヒューマンエラーの解消等の効果が期待されることでした。

特定家畜伝染病は、一度発生すれば、短期間に大量の人員や資材を必要とします。ですから、適正な管理は、作業効率を上げ、円滑に防疫作業を実施することが可能になると考えます。

それでは、三点目として、青森県特定家畜伝染病防掲情報管理システムの開発のほか、本事業における成果について伺いたいと思います。

○ 蟻沢委員長 農林水産部長。

○ 成田農林水産部長 本事業では、発生時に使用する本システムのほか、発生に備えた取組の効率化に向け、農場ごとに防疫作業の手順や防疫拠点などを定めた防疫計画について一元管理できるアプリケーションを開発しました。

本アプリケーションにより、複数の農場で共通して使用する防疫拠点の状況や地図上における各防疫拠点の位置関係を把握することが容易となりました。

○ 蟻沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 防疫計画の様々な情報をアプリで把握できるということをございました。また、情報を必要とする人が常に最新情報を取得することができるという答弁もございました。青森県特定家畜伝染病防掲情報管理システムと連動した運用によりまして、混乱せず防疫業務等に対応できるものと期待しております。

県は、防疫措置を円滑に実施できる体制を構築することを目的としまして、令和五年に特定家畜伝染病発生時等における防疫体制構築に係る協定を佐川急便株式会社と締結しております。これまで県が行っていた備蓄資材の発注や人員輸送などの業務を佐川急便株式会社に委託し、県職員が殺処分などの防疫措置に集中できる体制を整備されたところですが、資材の保管、管理や資材運搬等は本県事業者の協力、連携が必要不可欠と考えます。ですから、県内事業者との連携強化も図りながら、鳥インフルエンザのほか、本県ではまだ発生しておりません豚熱や口蹄疫といった、いつ起こってもおかしくない病気もござります。有事に対応できる万全の対策を構築していただきますよう要望したいと思います。

最後でございます。二百十九ページ、「アート県青森」推進事業の

取組について伺いたいと思います。

まず初めに、「AOMORI GOKAN アートフェス 二〇二四」の開催実績について伺いたいと思います。

○ 蟹沢委員長 観光交流推進部長。

○ 齋藤観光交流推進部長 県立美術館をはじめとする県内五つの美術館、アートセンターでは、昨年四月から九月まで「AOMORI GOKAN アートフェス 二〇二四」と題して、それぞれの個性を生かした展覧会等を開催し、観光客などの複数の美術館等への訪問と県内の周遊観光の促進に取り組みました。

本アートフェスでは、五館が連携して情報発信を強化し、周遊チケットの販売や五館を巡る周遊プランの作成などにも取り組んだところ、各種メディアで千三百回を超えて取り上げられるなど注目を集め、期間中の入場者数は三十万三千二百六十五人と、目標の二十五万人を大きく上回りました。

また、日本銀行青森支店の調べでは、本アートフェス期間中の美術館等への来場者による県内への経済波及効果は四十九億七千万円で、令和五年同期比で約一・四倍に増加しました。

○ 蟹沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 五つの美術館が連携して取り組んだことによりまして三十万人以上の集客があつたということ、そして経済への波及効果は五十億円近いということでござります。すばらしいことだと思います。

それでは、次に五館が連携して、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○ 蟹沢委員長 観光交流推進部長。

○ 齋藤観光交流推進部長 県立美術館をはじめとする五館では、連携を継続しながら、共同で運営するホームページなどで本県のアートの魅力を発信するとともに、昨年のアートフェスで作成した子供向けの作品鑑賞ファイルブックを来館する子供たちに配布するほか、五館を

中心に周辺の観光やグルメなどを楽しむ県内の周遊観光にも引き続き取り組むこととしています。

○ 蟹沢委員長 福士委員。

○ 福士委員 子供向けのプログラムや周遊観光にも取り組んでいくということでおございました。県内観光のきっかけづくりとしても非常にすばらしいと思います。

私もこのアートフェスをきっかけに五館を全て回ることができました。県立美術館や十和田市現代美術館はこれまでも訪れたことがあるのですけれども、八戸市美術館、国際芸術センター青森、弘前れんが倉庫美術館は初めて足を運ばせていただきました。「つらなりのはらつぱ」をテーマとした展示は大変先鋭的なものが多くて、私にはちょっと理解がしづらかった展示もございましたけれども、ワークショップや子供たちが参加できるような企画もあって、なかなか盛況であったと記憶しております。

私のように、この事業のおかげで本県の新たな魅力に触れるきっかけになつた方も多いと考えます。これからも様々な企画を通して、青森県の新たな魅力を発見する機会が増えることを願いまして、私からの質問を終ります。

○ 蟹沢委員長 これをもつて、質疑を終了いたします。

次に、本委員会の現地調査についてですが、現地調査の申出がないことから、行わないこととします。

この後、引き続き議案の採決を行いますが、少々お待ちください。

〔執行部職員入室〕

◎ 付 託 議 案 採 決

○ 蟹沢委員長 これより議案の採決をいたします。

議案第十八号「青森県病院事業建設改良積立金の目的外使用の件」

に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○**蛇沢委員長** 起立多数であります。よって、原案は可決されました。議案第十七号「青森県工業用水道事業未処分利益剰余金の処分の件」に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○**蛇沢委員長** 起立総員であります。よって、原案は可決されました。議案第二十一号「決算の認定を求めるの件」及び議案第二十三号「青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件」について、認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○**蛇沢委員長** 起立多數であります。よって、本件は認定されました。議案第二十二号「青森県工業用水道事業会計の決算の認定を求めるの件」及び議案第二十四号「青森県下水道事業会計の決算の認定を求めるの件」について、認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○**蛇沢委員長** 起立総員であります。よって、本件は認定されました。

以上をもつて決算特別委員会の審査を終わります。

なお、委員長報告の作成については、本職に御一任願います。

最後に、一言御挨拶を申し上げます。

今回の決算審査に当たりましては、委員並びに関係者各位の御協力により滞りなくその審査を終了することができました。厚くお礼を申し上げます。

これをもつて、決算特別委員会を終わります。

午後二時五十七分終了